

●制度について

Q 支援金は全ての交付対象者にいきわたる額を確保しているか？予算の範囲内とはいくらか？

A 事前調査し、不足のない額で予算を計上しています。

Q 支援金の使途は限定されるのか？

A 使途は限定していません。

●交付対象について

Q 令和2年4月と5月の運行回数が0回でも交付対象になるのか？

A 対象となります。

Q 「市内に乗降可能な停留所を複数もつ」とは、どのような状況のことを指すのか？

A 市内に連続した2箇所以上の停留所を有している場合を指します。

Q タクシー事業に、福祉タクシーは含まれるのか？

A 含まれます。

Q 会社で保有している全車両分を加算額として申請して良いか？

A 交付対象となるのは、市内での運行に使用している車両のみです。

7/10 追加

Q 新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う「特例休車」車両は支援対象となるか？

A 「特例休車」車両については車検切れ車両も含めて対象となります。該当車両を確認するため、特例休車にかかる休車リストを追加で添付願います。

## ●申請方法について

Q 交付申請額の計算方法を知りたい。

A 以下を参考としてください。

<乗合バス事業のみ>

交付申請額＝基本額 50 万円＋加算額 5 万円×市内の運行に供している乗合バス車両数

<法人タクシー事業のみ>

交付申請額＝基本額 25 万円＋加算額 2 万円×市内の運行に供しているタクシー車両数

<個人タクシー事業のみ>

交付申請額＝加算額 2 万円/両×市内の運行に供しているタクシー車両数

<バス事業＋タクシー事業>

交付申請額＝基本額 50 万円＋加算額 5 万円×市内の運行に供している乗合バス車両数  
＋加算額 2 万円×市内の運行に供しているタクシー車両数

Q 基本額は、営業所単位で貰えるのか？事業者単位か？

A 事業者単位です。

Q 貸切バス事業のみの場合、様式第 1 号は提出する必要はあるか。

A 必要ありません。ただし、貸切バス事業と乗合バス事業などの他事業を運営している場合は、様式第 1 号、様式 2 号の両方が必要となります。

Q バス事業とタクシー事業の両方を営んでいる場合は、基本額が両方もらえるのか？

A バス事業のみとなります。（基本額が大きい方を交付します。）

Q 自動車検査証の写しは、会社で保有している全車両分を添付する必要があるのか？

A 加算額を申請する対象車両の車検証について全車両分添付してください。

Q 古い自動車検査証を添付して良いか？

A 申請日時点で最新の自動車検査証を添付してください。

Q 車両一覧表に予備車も計上して良いか？

A 市内を運行する車両の故障時における代替車両であれば、対象となります。

Q 運行回数（輸送回数）のカウント方法について詳しく教えてください。

A 運行回数については、運輸支局に届け出る輸送実績報告に準拠してください。

Q ネットバンクを利用しているため、通帳の写しが添付できません。

A 通帳の写しの代わりに、振込先口座の情報が確認できる書類（キャッシュカードの写しなど）を添付してください。

Q 申請からどの位で振り込まれるか？

A 概ねの日数として3週間程度を見込んでいますが、迅速な処理に努め、できるだけ短縮を図ります。